

いそだ

ちから強く、

たくましく

目次

- | | |
|------------|-----------------|
| p.02~03・16 | まちのトピックス |
| p.04~05 | 国民健康保険からお知らせ |
| p.06 | 平成30年度の最終予算 |
| p.07~09 | くらしの情報館 |
| p.14~15 | 系田アラカルト |
| p.18 | 社会を明るくする運動・マチイロ |

小・中学校 糸田っ子の体育会



6/2 小学校体育会

6月2日に小学校で体育会が開催されました。
紅白対抗でおこなわれ、白組は「白い虎のようにあきらめずに勝利に向かってまっすぐ突き進むぞ!!」、紅組は「真っ赤に燃え上がる火の鳥のように勝利をつかみとるぞ!!」をスローガンに優勝を目指しました。
6年生が挑戦した組体操では、緊張感漂う雰囲気の中、技を次々に披露。難易度の高いピラミッドなど堂々とした様子で成功させ、体育会を訪れた人に感動を与えました。

5/26 中学校体育会

天候に思われた雨天の中、5月26日に中学校で体育会が開催されました。真夏ながらの紅葉日でしたが、暑さを感じさせない生徒の力強い演奏や競技が盛り上げられました。
今年のスローガン「異体同心〜回結こそ最強の力〜」を掲げ、大縄跳びや百足りレーなど生徒と県を合わせておこなう競技で団結力を発揮。また集団行動では、時おり笑いも交えながら一糸乱れぬ動きを披露。生徒や先生、笑顔笑顔溢れる体育会でした。

5月18日 多種多様な「学び」

5月18日に小学校多目的ホールで、令和元年度「土曜サークル」の開講式がおこなわれました。
今年は、料理、パソコン、書道、折り紙、クラフト、何でもチャレンジ、と新たにスポーツ教室を加えた7教室に101人の児童が参加します。
開講式では、福海秀昭教育長が「できるだけ休まず、知らないことや出来ないことを一生懸命学んでください」と激励のことはを贈りました。



●土曜サークル開講式●

5月14日・5月16日 手を真っ赤にしなごら

5月14・16日に植木秀翁さん所有のビニールハウスで、町立保育所の園児がイチゴ狩りを体験しました。
「赤くて大きいイチゴを探してね」と植木さんに教えてもらった園児たち。こまめに水分補給をしたり、園児どうしでイチゴの大きさを比べたりしてイチゴ狩り体験を満喫しました。



●町立保育所イチゴ狩り●

国保のお役立ち情報

CHECK 1

入院など病院代が気になる人へ
「限度額認定証」の申請は済んでいますか？

「限度額認定証」とは、世帯ごとに応じた1か月あたりの窓口負担上限額を証明するもの。保険証と一緒に病院へ提示すれば、入院や手術でいくらか高額な医療費がかかっても、上限額までしか請求されないで窓口負担が抑えられます。

発行対象は下記参照。保険証が認定証を兼ねる世帯もあるので、事前に問合せください。

発行対象

- ① 70歳未満
 - ② 70歳以上で現役並みⅠ・Ⅱ
 - ③ 70歳以上で低所得Ⅰ・Ⅱ
- ①～③の条件に該当して、かつ完結世帯であること

必要書類

- 保険証
- 証明が必要な人のマイナンバー
- 印かん(認め印)
- 別世帯の人が来る場合は委任状

CHECK 2

毎月の病院代が高い人へ
高額療養費の払い戻しを利用していますか？

高額療養費とは、1か月にかかった病院代が限度額を超えたときに払い戻しを受けられる制度です。限度額は年齢や世帯ごとに異なるので事前に問合せください。なお、払い戻しが決定しても滞納があれば保険料に充ててもらいます。

【案内通知を2か月ごとに郵送中】

5,000円以上の支給ができそうな世帯には、2か月ごとに案内を郵送しています(必ず払い戻しを受けられるわけではありません)。なお、通知が届かなくても対象になる場合があるので、毎月自分で領収書を確認してください。申請に必要な書類は下記参照。

必要書類

- 保険証
- 病院の領収書
- 受診した人のマイナンバー
- 印かん(認め印)
- 世帯主名義の通帳

申請期限

- 支払い日の翌日から2年間

必ず期限内に納付

保険料は病院にかかっていなくても支払わなくてはならない税金です。特別な事情がないにもかかわらず納めない場合、保険証の代わりに「被保険者資格証明書」を交付します。病院代は全額自己負担です。支払った領収書を住民課に持参して申請すれば保険負担分が払い戻されますが、完納まで保険料に充てられます。

保険料を滞納すると財産差押などの処分を受けるだけでなく、様々な申請もできません。納付困難な場合は放置せず相談ください。

問合せ 住民課 電話 26-1235



2019年度国保のココをチェック

国民健康保険

保険証の更新や
限度額について



保険証の裏には
臓器提供意思表示欄

記入は任意。記入したら台紙付属の保護シールを上から貼ってください。

▶ 保険証の更新 その1

7月中旬に世帯へ書留郵送
新しい保険証は8月から使えます！

旧加入者分の保険証が一人1枚ずつそろっているか、住所・氏名・生年月日など内容を確認してください。誤りがあった場合は連絡をお願いします。また、ジェネリックシール(後発医薬品を希望する表示)を同封するので、保険証やケースに貼って利用ください。

有効期限を過ぎた保険証は役場に返却するか、自分で廃棄するなど適正に処分をお願いします。なお、新保険証は身分証明にもなるので紛失しないよう取扱いに十分注意しましょう。

【保険証有効期限】



令和2年

7月31日(金)まで

- 70歳になる人は誕生日末まで
- 75歳になる人は誕生日前日まで
- 未納がある世帯は下記参照

▶ 保険証の更新 その2

7月中は郵便局
8月以降は住民課で受取り

郵便配達時に不在で受け取れなかった場合、保険証は郵便局で一時的保管されます。没断された「郵便物お預かりのお知らせ」の連絡先に問合せください。8月以降は住民課に連絡してください。窓口で受け取る際には、本人確認のため免許証などの身分証明書と印かんが必要です。

代理人の場合は委任状も用意してください。



▶ 保険証の更新 その3

分割納付中・滞納あり世帯は短期証

1か月だけ有効な短期保険証を郵送します。対象は5月末時点で滞納がある世帯です。

完結していなくても18歳未満の子どもがいる世帯は住民課窓口に来てください。子ども分のみ有効期限を令和2年1月末に更新します。

短期保険証が交付された後に完納したときは、短期保険証と納付確認のための領収書を住民課窓口を持参してください。

平成30年度の最終予算についてお知らせします

一般会計予算 63億1千8百万円
(695,815万円) ()内は平成30年度一人あたりの予算額
[平成31年3月末現在 人口 9,080人]

みんなのふるさと館の町
問合せ 総務課 財政係
電話26-1231

65歳以上の入付介護保険料
今年度より介護保険料の算定に「介護認定」が導入され、介護認定の状況に応じて介護保険料が異なるとなります。介護認定の状況に応じて介護保険料が異なるとなります。

おはかりの定期検査のお知らせ
国土交通省より、平成30年度に実施される定期検査の日程が決定しました。平成30年度に実施される定期検査の日程が決定しました。

申請書の更新手続き
申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。

申請書の更新手続き
申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。

申請書の更新手続き
申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。

申請書の更新手続き
申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。

申請書の更新手続き
申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。

申請書の更新手続き
申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。

申請書の更新手続き
申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。

申請書の更新手続き
申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。

申請書の更新手続き
申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。

申請書の更新手続き
申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。

申請書の更新手続き
申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。

申請書の更新手続き
申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。

申請書の更新手続き
申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。申請書の更新手続きは、申請書の提出日から1ヶ月前までに完了する必要があります。

収入		支出	
町税 (町民税、固定資産税など) 5億2千3百万円 (57,599万円) 8.3%	地方交付税 (国から交付される補助金など) 22億4千9百万円 (247,687万円) 35.6%	総務費 (戸籍、行政管理、財政、選挙などの経費) 5億8千3百万円 (64,207万円) 9.2%	民生費 (老人・障害者福祉、保育園などの経費) 1億7千7百万円 (189,921万円) 26.5%
国庫支出金 (国から交付される補助金など) 9億3千2百万円 (104,646万円) 15.1%	県支出金 (県から交付される補助金など) 3億6千5百万円 (40,138万円) 5.8%	衛生費 (ゴミ・し尿処理、町民の健康管理などの経費) 9億5百万円 (99,670万円) 14.3%	農林商工費 (農業・観光などの経費) 1億9千7百万円 (21,696万円) 3.1%
町債 (事業などをおこなうために借りる町の借入) 8億2千6百万円 (102,094万円) 14.8%	その他・諸収入 (使用料、手数料、貸付金元利収入、前年度繰入金など) 1億9千3百万円 (142,401万円) 20.4%	土木費 (道路、町営住宅の整備などの経費) 9億2千7百万円 (99,107,914円) 13.1%	教育費 (小・中学校、社会教育などの経費) 11億1千4百万円 (122,697万円) 17.6%
		公債費 (町債の返済などの経費) 4億2千2百万円 (46,476万円) 6.7%	その他 (議会、防災、消防などの経費) 6億9百万円 (66,079万円) 9.5%

地方債現在高の状況 《平成30年末》

区分	金額
普通会計債	48億5千8百万円
公営企業債	1千9百万円
計	48億7千7百万円(537,115万円)

町税の状況 《平成30年度最終予算》

税目	予算額	比率
町民税	2億5千4百万円	48.6%
固定資産税	2億2千2百万円	42.4%
軽自動車税	2千1百万円	5.0%
町たばこ税	2千1百万円	4.0%
計	5億2千3百万円(57,599万円)	100%

企業会計の状況 《平成30年度最終予算》

	水道事業会計	町立病院事業会計
収益的収入	2億3千万円	8億9千6百万円
収益的支出	2億3千万円	8億9千6百万円
差引	0円	0円
資本的収入	0円	3百万円
資本的支出	6千2百万円	3千7百万円
差引	△6千2百万円	△3千4百万円

住民講座のお知らせ

住みおれた自宅や隣家で
火災をまじめ介護・福祉な
どのサービスを利用しなが
ら生活する在宅療法。在宅
療養を支える訪問看護や自
宅での看護について学びます講座を開催します。
※介護予防ポイントの対策講座です。

- 日時 8月5日(土) 午後1時30分～午後3時
- 場所 保健センター 多目江ホール
- 講師 なるうす訪問看護ステーション 看護師 須崎さん
- 参加無料
- 申込み期限 7月31日(水) 午後5時まで
- 申込み・問合せ 地域包括支援センター 電話26-0930



補聴器無料相談会

補聴器販売店が無料相談会をおこないます。

- 日時 ▶7月12日(金) ▶8月9日(金)
▶9月13日(金)
- 場所 市民センター(設備別設)
- 問合せ 福祉課 電話26-1241



小規模飲食店への消火器の設置について

平成26年12月22日(火)新設県水鏡川川
の発生した小規模飲食店火災を受け、消防法
令が改正され、10月1日(火)から、小
規模飲食店についても、消火器具の設
置が義務付けられます。

それで行い、川地区消防本部では、
本年6月から小規模飲食店への講習を実施し、受
取者の皆さんへ周知をおこなっています。
※消防職員は到着時に身分証を提示していきま
す。身分証を提示しない場合、講習を受ける無
断の恐れがあります。講習を受けた職員に
対して、身分証の提示を求めるとして、懇
話会法に注意してください。

※詳しくは、問合せください。

●問合せ
川川地区消防署 金甲分署 電話22-0307
ホームページ <http://www.tagawa-fd.fukuoka.jp/>



危険なブロック塀の撤去をしませんか

近年、地震などによるブロック
塀の倒壊で不幸にも死傷するケ
ースが見受けられます。危険な状態
のブロック塀など、撤去の費用は
補助金など、国の支援で通行人に被害があ
り、損害賠償などの費用を請求される恐れが
あります。そのため、危険なブロック塀の撤去
費用の一部を負担することを目的とし、国
道沿線に隣接した危険なブロック塀の撤去費用
について、補助金を創設しました。

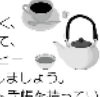
危険なブロック塀の所有者、撤去を検討して
いる人は速く 撤去費まで連絡ください。職員が現
地に赴き、補助事業の対象となるかを確認しま
す。※危険なブロック塀を県基準で点検し、点
検が高い物件は補助対象となります。

- 補助上限額 10万9,000円(補助対象工事費2万
8,000円以上の場合)
- ※補助対象工事に必要な経費の2分の1(千円未満
別当)または、10万8,000円(いずれか低い額)
- 申込み・問合せ 福祉課 電話26-1231



カフェたぎり(認知症カフェ)開催

- 日時 7月17日(水) 午後2時30分～午後4時
- 場所 社会福祉センター(介護課) 食堂
- 内容
認知症の人とその家族だけでなく、
地域の皆さんの「勢いの場」として、
カフェを開催します。お茶やコーヒー
を飲みながら、楽しい時間を過ごしましょ
う。※介護予防ポイント対象。ポイント手帳を持
っている人は持参してください。
- 問合せ 地域包括支援センター 電話26-0930



南犬血に協力をお願いします

- 日 7月24日(水)
- 時間 午後1時～午後4時
- 場所 市民センター(設備別設)
- 献血の基準400ml ▶年齢 男性 17歳～満89歳
女性 16歳～満89歳
▶体重 男女共に50kg以上
- 献血期間 男性12週間以上 女性16週間以上
- 主催 ▶系田町
▶福岡県赤十字血液センター 北九州事業所
- 協賛 下田川ライオンズクラブ
- 問合せ 福祉課 電話26-1241

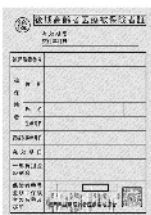


8月から被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証の有
効期限は7月31日(水)ま
でです。

- 新しい被保険者証(う
すむらさき色)の有効
期限
8月1日(木)～
令和2年7月31日(金)

※7月下旬に郵送します。
7月31日までに新しい
被保険者証が届かない
場合は、住民課に申し
てください。



※保険料の滞りがある
場合、通常より期限の
短い被保険者証を
発行することがありま
す。

- 被保険者証の自己
負担割合を軽減して
ください
医療機関で受診する
際の医療費の自己負担
割合は、1割または3割です。

事件、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月
までの1年間の自己負担割合の判定をおこないま
す。

自己負担割合は、通常1割ですが、同じ世帯の被
保険者のいづれかの人の住民税課税所得が145万円以上
(※)である場合は、3割となります。

1. 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合
同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が620
万円未満
2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合
(次の①または②に該当)
①本人の収入が383万円未満
②本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収
入の合計が620万円未満

※可処分所得が145万円以上であっても、前年
の12月31日現在において、被保険者が世帯主であり、
同じ世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳
未満の世帯員がいる場合には、世帯主である被保
険者の前年所得の課税所得から、16歳未満の一人当

たり33万円、16歳以上19歳未満一人当たり12万
円をそれぞれ控除した後の額が、145万円未満とな
るときは、1割の自己負担割合となります(この場
合の届出は不要です)。

※前年所得の課税所得が145万円以上であっても、昭和
20年1月2日以前生まれの被保険者がいる場合、同
じ世帯の被保険者全員の旧たし書き所得(総所得
金額などから33万円を控除した金額)の合計額が
210万円以下の場合、1割の自己負担割合とな
ります(この判定方法は平成27年1月1日以降適用され、
届出は不要です)。

- 限度額適用認定証などが8月に更新されます
現在、使用中の限度額適用認定証や限度額適用・
標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日(水)
です。

すでに認定証をお持ちの人で、令和元年度と同じ
ように認定証を発行できる条件の人は、8月1日(木)
からの新しい認定証を被保険者証とは別に7月下旬に
郵送します。

※限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額
認定証とは
限度額適用認定証とは、自己負担割合が3割となる人
の中で、所得が一定額未満の人に発行し、あらか
じめ医療機関窓口に表示すると、入院または高額
な外来診療を受ける際にかけた医療費の自己負
担が限度額までとなるものです。

- 申請に必要なもの
被保険者証・印かん・通知カードまたは個人番号
カード
その他…非課税証明書など収入額を証明するもの
や入院期間を証明できるものが必要となる
場合があります。

- 問合せ
▶福祉課 電話26-1235
▶福岡県後期高齢者医療広域連合
電話092-651-3111



図書館へ行こう!
図書館(町民会館内)
電話: 3036

■開館時間 午前10時～午後7時
(日曜日・祭日は午後5時まで)

■5月利用状況 貸出人数 651人
貸出点数 2,212点

7月のお休み						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

※夏休みはお休みです

新着図書

<一般書>

- 元号で見る日本の歴史 元号(令和)に秘められた暗号 安藤 優一郎/著
- 世界のへんななみ 白石 あづさ/著
- のんびりさっぱりゼリー寄せ 果菜漬物の食べ方 スープ 大橋 穂子/著
- 井上陽水及読劇集 ロバート・キャンベル/著
- 岩島の大地 森本 岳/著

<児童書>

- 中西進の万葉みらい図 はじめの万葉集 中西 進/著
- 1分で読める車いす ベージをのくくっソックとする 池田昌臣編集部/編
- こんどこそは名探偵 杉山 勇/作、中川 大輔/絵
- みんなのおわがは、はじめての行事えほん セツ すとう あさえ/ぶん、おおいしゆんこ/え
- チャレンジミツケ! 10 まほうとふしのかい、ウオルター・ウィック/作、糸井 肇申/訳

新着DVD/CD

<DVD>

- 戦慄の記録インパール 山根基正・小林綾也/語り
- ジャスティス・リーグ ベン・アフレック ほか/出演
- スポンジ・ボブ 一海のみんなが世界を救ワセ! トム・ケニー ほか/声の出演

<CD>

- ザ・ベスト (ワンクッション)
- THANKS!!!!!! Neo Best of DA PUMP DA PUMP/歌
- ザ・ベスト アリアナ・グランデ/歌

7月のよおしもの

おはなしの遊園 読み聞かせ7月20日(土)・27日(土) 午前10時30分～午前11時
読み聞かせボランティアおはなしの遊園による絵本の読み聞かせや紙芝居をおこなっています。

絵と子の絵本たいむ 7月10日(水)・24日(水) 午前10時30分～午前11時
あがちゃんがいっぱいでも大丈夫です! 夏絵にお越しください。

図書館読書会企画!! ブックラリー ■問合せ 図書館 電話26-0036

- ◆期間 7月19日(金)～8月25日(日) ◆対象 中学生以下
- ◆3冊以上借りると1日1冊スタンプを押し、スタンプが5個・10個貯まるとそれぞれそれぞれ場でプレゼントがあります。
- ◆15個・20個・25個達成すると、10月の図書館まつりで賞状と景品が送られます。

今月のお薦め本

- 筑豊100山 パーフェクトガイド 書籍編 (下巻2)
- 桜 産成、権 敬代/著
- 飯塚六四会 / 出版

既成のガイド本にはない独自のルートが記述されていて、初心者からベテランまで活用できます。

町の人口と世帯数
5月末日現在(国勢調査)

世帯数 4,629

男 4,281(1,338)

女 4,798(1,907)

合計 9,079(3,245)

X : 1 : 65歳以上

Nature

今年度は、小・中学校の体育館を会場として、夏休み期間中に、自然観察会を開催いたします。観察会では、自然観察士による自然観察の指導や、自然観察の楽しさを伝えるための自然観察の体験活動を行います。観察会では、自然観察士による自然観察の指導や、自然観察の楽しさを伝えるための自然観察の体験活動を行います。

広報いとは7月号(No.709) ■発行/発行所 〒822-1392 高松市日守赤川1975番31 電話0574 26 4025 FAX0574 26 1851
■発行/発行所 〒822-1392 高松市日守赤川1975番31 電話0574 26 4025 FAX0574 26 1851
■ホームページアドレス/http://www.town.itoda.jp

まちのトピックス

5月26日 礼に始まり礼に終わる
●第47回田川剣道連盟剣道大会●

5月26日に松尾武道館で、第47回田川剣道連盟剣道大会が開催され、高松を問わず20代から60代までの剣士が個人戦と団体戦で熱戦を展開しました。本町ではスポーツ少年団剣道部指導員が参加し、日頃の稽古の成果を発揮しました(敬称略)。

◆個人戦 20代の部 優勝 梶原 駿 佑
準優勝 尾上 源一郎

50代の部 優勝 柿木 泰 廣

◆団体戦 準優勝
大将: 柿木 泰 廣 副将: 長 末 敏 美
中堅: 尾上 源一郎 次鋒: 迫 田 誠 二
先鋒: 梶原 駿 佑

5月29日 大人気のスポーツ大会
●グラウンドゴルフ春季大会●



5月29日に町民グラウンドで、糸田町老人クラブ主催のグラウンドゴルフ春季大会が開催され、53人の参加者が交流を深めました。「もっと大会回数を増やしてほしい」という声もあがる大人気の大会です。まだグラウンドゴルフを知らない会員の皆さん、次回秋季大会に参加してみてください(敬称略)。

◆大会結果 優勝 荒 牧 一 雄 (写真中央)
準優勝 田 中 和 秋 (写真左)
3 位 今 村 昭 宏 (写真右)

5月15日 認知症を支える
●カフェたぎり(認知症カフェ)●

5月15日に社会福祉センターの食堂で、カフェたぎり(認知症カフェ)がおこなわれました。このカフェは、認知症の人やその家族だけでなく、子どもから高齢者までどなたでも気軽に利用できる“憩いの場”です。地域やグループホームなどから44人が参加し、今回は民謡の歌詞を音読後、ボランティアの二味線演奏と歌唱に合わせて、全員で民謡を合唱しました。参加者は「楽しかった。また来たい」と話していました。

6月8日 出会い・ふれあい・学び合い
●くらしの大学講座開講式●



6月8日に町民会館で、くらしの大学講座開講式がおこなわれました。

主催者の森下博輝町長から「くらしの大学講座で“出会い・ふれあい・学び合い”を大事にし、今後の生活に活かしてください」と挨拶をいただきました。

記念講演では、大分県のフリーアナウンサー松本久美子氏が「福ことば・毒ことば・置きことば」と題して講演をしました。大分弁を交えた、明るく楽しい語り口から伝わる人情と、心温まる確かな相手を思いやる言葉の大切さを考えることができました。有意義な開講式でした。



7月は

社会を明るくする運動の強調月間

“社会を明るくする運動”

犯罪や非行を防止し、

立ち直りを支える地域のチカラ

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生に理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

近年、再犯者による犯罪の割合の増加が深刻な問題として社会の重大な関心事になっていきます。刑法犯の認知件数は2003年のピークを過ぎた後、年々減少傾向にあるものの、ストーカー被害、インターネットやSNSなどに起因した犯罪、幼い子どもを狙った事件や高齢者を標的にした詐欺事件が後を絶たないなど犯罪情勢は予断を許さない状況です。特に、福岡県では飲酒運転や性犯罪、少年事件の発生率が全国に比べて高い状況にあり、大麻乱用少年の増加などに対して県をあげての取組がなされています。

福岡県警察本部の統計資料によると、2018年中に県下で検挙補導された刑法犯少年は1615人で、前年と比べて減少していますが、粗暴犯(傷害・恐喝など)は増加しています。また10歳から19歳までの少年人口1000人当たりにおける刑法犯少年の割合(非行者率)は3.4人で、全国第6位です。

犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また罪を犯した人や非行をした少年の更生を促す場も地域社会です。そして、その更生を有効なものとするためには、本人の意欲と併せ、本人を取り巻く地域社会の理解と協力が不可欠です。

住民の皆さんが、地域環境の浄化に心がけるとともに、罪を犯した人たちが非行をした少年の立ち直りを温かい目で見守りつつ、援助の手をさしのべ、明るい社会を作りましょう。

田川保護区保護司会

広報いとだをお届け



マチイロ

自治体がもっと身近になる機能が盛りだくさん!



行政情報アプリ「広報紙」が「マチイロ」としてリニューアル!

1 役立つ行政情報を見逃さない!



2 自分に合わせた情報が届く!



3 いろいろなマチの魅力をお届け!



ダウンロードはこちらから



※「広報紙」をご利用中の場合、アップデートによって新アプリに切り替わりますので、新たにダウンロードする必要はありません。 ※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。 ※広告が表示されますが、各自治体とは何ら関係ありません。

マチイロに関する問合せは株式会社ホープ(電話092-716-1404)まで